

2022
9.16

NEWS RELEASE

Vol
52

9月も半ばに入り、やっと秋の気配が感じられるようになりましたね。
それではプラザより『居住支援法人制度』等についてご案内いたします。



居住支援法人制度について

《居住支援法人制度とは》

改正住宅セーフティネット法(平成29年10月25日施行)に基づき、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として登録された住宅の入居者への家賃債務保証、賃貸住宅への入居に係る情報提供・相談、見守りなどの生活支援を行う法人を、都道府県が指定することができる制度です。

※住宅確保要配慮者とは

低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子育て世帯など、住宅の確保に特に配慮を必要とする方々です。

埼玉県のホームページで「埼玉県指定居住支援法人」を案内しています。



詳しくは

住宅確保要配慮者居住支援法人の指定について



詳しくは

埼玉県指定居住支援法人一覧

埼玉県指定居住支援法人



【予告】県営住宅 定期募集

【募集期間】 : 2022年10月1日(土)～10月21日(金) (予定)

【申込方法】 : 『郵送』又は『WEB』

【お問合せ先】 : 県営住宅課 ☎048-829-2875 (営業時間: 平日の午前8:30～午後5:15)
住まい相談プラザ ☎048-658-3017 (営業時間: 午前10:00～午後6:30)

よくある相談事例FAQ (公社HPより)

Q. 賃貸住宅を探しています。親族等の保証人を求められるのですが、身寄りがないことから保証人をたてることができません。どうしたらよいでしょうか。

A. 家賃債務保証会社の審査がとおり承認を得られた場合には、保証会社の保証を付けることで、親族等の保証人は不要とする賃貸住宅もありますから、仲介業者にそうした住宅のあっせんを依頼してはいかがでしょうか。なお、家賃債務保証とは、家賃等を滞納した場合に、連帯保証人と同様に、家賃等の債務を保証してくれるものです。また、保証人を要求される理由の一つとして、退去時の残存家財等の処理にお金がかかるということがあげられますが、これらを退去者に代わって行う民間のサービスもあります。

住まいに関するご相談は

●住まい相談プラザへ **お気軽にどうぞ**

【電話】

048-658-3017

【営業時間】

午前10時～午後6時30分

※年末年始(12/29～1/3)を除く



詳しくは